

議案第 11 号

海老名市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

海老名市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

緊急消防援助隊出動に伴う特殊勤務手当を定めたいため

海老名市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

海老名市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成１０年条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第１１条中「職員」の次に「（第４号及び第５号にあっては、消防吏員）」を加え、「の業務に従事したとき」を「に掲げる業務に従事した場合」に改め、同条に次の２号を加える。

（４） 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助又はこれらに相当する業務（第２号に該当するものを除く。）

（５） 消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第４５条第１項の緊急消防援助隊を構成する人員として同法第４４条第１項の消防の応援等の業務
別表中災害対策業務手当の項に次のように加える。

（４） 第11条第４号の業務	日額	840
（５） 第11条第５号の業務	日額	1,080円。ただし、消防法（昭和23年法律第186号）第23条の２第１項の火災警戒区域その他これに類する区域等において従事した場合は、1,080

		円を加算する 。
--	--	-------------

別表備考に次のただし書を加える。

ただし、災害対策業務手当の項第 4 号及び第 5 号の業務を除く。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。